

平成 28 年 2 月 25 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会開催要領

1. 趣旨

食品衛生管理の国際標準である HACCP の普及により、安全性の高い食品の生産性の向上が期待される。食品の製造、加工、調理等における HACCP による衛生管理については、コーデックスにおいてガイドラインが示され、国、地方自治体、民間機関などにより普及に取り組んできたが、欧米等先進国をはじめとした諸外国では、HACCP に基づく衛生管理の制度化が進んでいる。このような状況を踏まえ、我が国においても従来の画一的な衛生管理の基準を見直し、HACCP の制度化を進め、異物混入や食中毒の防止など食品の安全性の向上を図る必要がある。

このため、HACCP の制度化による我が国の食品衛生管理の国際標準化を進めるための制度の枠組み等について検討することを目的として「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 我が国の食品衛生管理において、HACCP を制度化するための具体的な枠組み等を検討する。
 - HACCP 衛生管理が求められる対象食品の範囲及び対象事業者の規模
 - HACCP 導入事業者に対する総合衛生管理製造過程承認制度の整理
 - 対象外の食品に対する HACCP 普及のあり方や任意の制度の導入
 - 自治体による監視指導のあり方 等
- (2) 輸入食品の食品衛生管理において、HACCP を制度化するための具体的な枠組み等を検討する。
 - 輸入食品の HACCP 適合の確認・監視の手法
 - 諸外国における HACCP 制度との同等性確認の方法 等
- (3) HACCP に関する用語の整理を行う。

3. 検討会の運営

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。また、農林水産省の職員にオブザーバーとして出席を求める。
- (2) 検討会は必要に応じ、学識経験者等の専門家の出席をその都度、求めることができる。
- (3) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、検討会を招集し、これを主宰する。
- (5) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (6) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 HACCP 企画推進室において行う。
- (7) 検討会は特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開とする。

(別紙)

構成員名簿

| 氏名 | 職名 |
|--------|---------------------------------------|
| 五十君 静信 | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長 |
| 内堀 伸健 | 日本生活協同組合連合会執行役員・総合品質保証担当 |
| 川崎 一平 | (一財) 食品産業センター技術環境部長 |
| 岸田 一男 | (公社) 日本輸入食品安全推進協会理事 (株式会社 明治 執行役員) |
| 桑崎 俊昭 | (公社) 日本食品衛生協会専務理事 |
| 河野 康子 | (一社) 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 関根 吉家 | (一社) 日本能率協会システム審査部長 |
| 土谷 美津子 | イオンリテール株式会社食品商品企画本部長 |
| 中嶋 康博 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| 中村 重信 | 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長 |
| 山口 由紀子 | 相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授 |